補助対象経費一覧

経費区分	内容	備考
		1)用与
謝金	実演の依頼、アドバイザー、講師などに対する謝金、旅費	
	【対象外】アテンド、マネキンを依頼した際の謝金	
旅費	 業務遂行のために出張した場合の交通費、宿泊料、高速通行	宿泊料については7泊
	料金	までを限度に対象経費 とし、1泊あたりの補
	【対象外】自社従業員の出張日当、自動車の燃料費、交通系	助上限額は1万円とす
	IC カードのチャージ代等	る
消耗品費	取得価格1万円以下の消耗品	
	例:プライスカード、梱包用品等	
試作・改良費		原材料費、加工費とも
	商品開発に係るサンプル品の原材料費、加工費	に 10 万円を超える場合は、 2 社相見積もり
		をとること
広告宣伝費	チラシ、ポスター、パンフレット、ダイレクトメール作成、	
	研修資料などの作成・外注費、広告掲載費	
	【対象外】撮影機器の購入、使用目的が証明できないコピー 代等	
役務費	手数料(品質検査、各種証明手数料、クリーニング代等)	
	【対象外】振込手数料、租税公課(印紙、証紙)、保険料、 決済手数料、現像代等	
通信運搬費	通信費(郵便代)、運送費	
	【対象外】通話料	
委託料	特殊な技術、設備を必要とし、あるいは高度の専門的知識を	
	必要とする業務を他の者に委託して実施させた場合の経費	
	例:デザイン料、ホームページ作成・改良、撮影費、翻訳代	
会場整備費	展示会、研修、商談会、講習会などにかかる会場設営費、装	
	飾費、関連委託料	
使用料及び 賃借料	賃借料(物件、自動車、備品、機械等の借り上げ料)、会場	
	使用料、展示会・イベントの出展料(売上に対する出展料を 除く)	
	【対象外】取引によって発生するロイヤリティ等	
その他経費	その他市長が特に必要と認める経費	内容については、事前 に協議すること
しい。他性貝	- こうには及りではない。	に協議すること

[※]上記の経費のうち、事業の執行にあたり必要なもののみ対象となります。消耗品費や材料費などを計上する場合は、必要最低数量としてください。

[※]実績の確認が困難な経費(按分できない経費等)や事業終了後の継続使用が可能な汎用性の高い物品及び 収益が生じる経費などは、補助対象外となりますのでご留意願います。